

自然公園制度のあり方の検討会（第2回）

議事要旨

1. 日時：令和2年3月18日（水）9：00～12：00
2. 場所：航空会館7階 701会議室
3. 出席者：

（環境省側）

鳥居敏男自然環境局長、白石隆夫大臣官房審議官、庄子真憲総務課長、熊倉基之国立公園課長、辻本慎太郎国立公園課官民連携企画官、三宅悠介国立公園課課長補佐、瀧口晃国立公園課専門官、知識寛之国立公園課主査、中島尚子国立公園課利用推進室室長、坂口隆自然環境整備課課長補佐

（委員・50音順・敬称略）

愛甲哲也（北海道大学農学研究院 准教授）
今井達哉（長野県 環境部長代理）
大黒俊哉（東京大学大学院農学生命科学研究科 教授）
海津ゆりえ（文教大学国際学部国際観光学科 教授）
下村彰男（東京大学大学院農学生命科学研究科 教授）座長
徳永哲雄（弟子屈町長）
涌井史郎（東京都市大学 特任教授）
渡邊綱男（（一財）自然環境研究センター 上級研究員）
※欠席 新美育文（明治大学法学部 名誉教授）

4. 議事概要

○鳥居自然環境局長より開会挨拶

前回の検討会後に二つの分科会をそれぞれ二回ずつ開催し、本日が最後の検討会となる。新型コロナウイルスの影響によりますます状況が厳しくなっているが、この状況が収まった後にすぐにスタートダッシュができるよう、国立公園として何ができるのかをしっかりと考えなければならない。先日のコロナ感染症対策に係る専門家会議では避けるべき3つの条件¹が提示された。そうした中で、野外でのストレス発散、そして、テレワークをはじめとした新たなIT技術を使ったライフスタイルといった観点から、国立公園を関連づけていけるのではないかと考えている。

この状況が収まったらすぐに次の自然公園制度の見直しにつなげていくため、本日の検討会では、一つの方向性を取りまとめていただきたい。よろしくようお願い申し上げます。

○資料確認

【三宅課長補佐】

- ・ 本検討会の座長は、前回に引き続き下村委員にお願いしたいと考えている。以降は下村委員に進行をお願いする。

¹ 「換気の悪い密閉空間」、「多くの人の密集」、「近距離での会話」の3条件。

【下村座長】

- ・ この時期にご参集いただき心よりお礼申し上げます。特に、遠方よりお越しいただいた委員の方々には感謝申し上げます。
- ・ 本日のあり方検討会は2回目にあたり、これまでに利用の部会と事業の部会を2回ずつ行った。本日は、その成果を踏まえ、この検討会としてどのようにとりまとめていくかについてご議論いただきたい。今後のスケジュールとしては、あり方検討会の成果として一度まとめさせていただき、公表する予定である。その後、制度検討については改めて審議会の中で検討していただくことになる。

【三宅課長補佐】

- ・ 今後のスケジュールについて。会議は本日が最終回となるため、これから説明する提言についてご議論いただいた内容を踏まえて、今月、あるいは来月にかけて一度とりまとめを行い、公表させていただきたい。
- ・ 来年度は制度改正を見据えて審議会での議論に移行していく。法律改正が適当だということになれば、来年の通常国会に提出できるようなスケジュールで今後は作業を進めていきたい。

議事（1）分科会での検討結果について

○事務局から資料1-1、資料1-2に基づき説明

（質問なし）

議事（2）自然公園制度のあり方について

○事務局から資料2-1、2-2、参考資料1～6に基づき説明

（「1. はじめに」、「2. 背景」について事務局より説明。）

【渡邊委員】

- ・ 限られた時間の中で、今までの議論で出た意見を多く反映してまとめていただいたと感じた。その上で今日はより良いとりまとめになるようにいくつか意見を述べたい。
- ・ P6,7 ページの「2. 背景」でどこまで書くかである。今回の提言の大きな柱は、提言（2）の利用環境の充実と、（3）の公園事業と集団施設地区の再生・上質化である。その提言につながる背景がここでもう少し出ていても良いかと思う。
- ・ 具体的には、P.6の「②旅行ニーズの変化と自然公園」の中で、この10年の多様化の動きが整理されているが、この10年の中で従来の周遊型の観光利用に対してより自然や野生生物に深くふれ観察したいというニーズも高まってきて、それがその国立公園での体験をより多様なものにしてきたという意味も持つ。一方で、今まで以上に自然性の高いところへの踏み込んだ利用、あるいは利用の集中によって自然を損なう心配も出てきた。この10年の中でそのような動きがあった。
- ・ このような変化があるからこそ提言（2）の中で、保全と利用の質を同時に高めていける、地域連携によるプログラム型の自然体験利用の仕組みを今こそつくる必要性が高まったのだ、ということにつながる。そうした点が「2. 背景」で出ていると提言につながりやすいと思う。
- ・ 提言（3）についても、10年以上前より、老舗の観光地あるいは国立公園の利用拠点であった集団施設地区が、旅行形態の変化や利用者のニーズの変化等に十分に対応できず、宿泊施設の倒産

や廃屋化が進み、地区全体の景観が損なわれてきている。そして、その傾向にまだ歯止めがかかっていない。「2. 背景」においてもこのような問題意識について触れた上で、だからこそもう一つの柱として公園事業・集団施設地区の再生・上質化に関する提言を掲げているという形にしておくことは大事かと思う。

- ・ 東日本大震災と三陸復興国立公園は非常に大事なことだが、この10年でみると、それ以降にも非常に深刻な自然災害が多発している。そうした中、2015年に防災の国際会議が仙台で開催された。自然や生態系を活かした防災・減災ということへの必要性が高まってきている。国立公園が防災・減災においてどのような役割を果たしていけるのかということも強く求められるようになった。東日本大震災以降の動きとしてこのようなことにも触れておくと、最後の全般的な施策提言につながるのではないか。

【下村座長】

- ・ 過剰利用や集中利用、集団施設地区廃屋化、自然環境を用いた防災・減災についてご意見をいただいた。

【涌井委員】

- ・ 渡邊委員と共通するが、P.12では、非常にネガティブに地方を捉えている。確かに事実ではある。そして、その後、東京オリンピック、パラリンピックに話が替えられている。全体の印象として地方のこれから求められる新たな役割について明確に書いたほうがよい。
- ・ 先ほどのEco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の話にも通ずるが、確かに人口の傾斜が非常に激しく、ストロー現象が起こっていて地方が衰退している、という事実の指摘だけではなく、そうであるからこそ地方の活性化を自然公園の制度を使って可能な限り増進させていき、生態系保全なり景観保全なり、あるいは防災に対する貢献度を挙げていくなど。
- ・ もう一点、せっかく見直すのであれば、ある程度未来予測も入れておく必要がある。これからの一番大きな問題として、今後の日本経済を引っ張っていく可能性の高い創造的な産業、デジタル産業では、デジタルストレスが一番の問題となっている。この問題に対して、スーパーリアルな自然の中に浸りこむことによって、逆にそのストレスを跳ね返すという一定の効果を国立公園は担っていく、機能があるというところまで言及できれば、非常に望ましい。そこまでの言及が難しいのであれば、先ほど申し上げたように、地方の状況をただネガティブに書くだけではなく、地方が果たすべき役割というものをもっと提言書の中で明示すべきである。
- ・ もう一点、旅行形態に関して。おそらくあと3年もすると、この記載内容は相当陳腐に思えるだろう。なぜかという、今一番旅行会社なりあるいはツーリズムの世界で動いているのはMaaS。シームレスな電子媒体を使った、つまり、例えば携帯電話から列車の予約から、宿の予約から二次交通のバスの予約、あるいはタクシーの予約まで一回でできるようにするというものである。
- ・ いま全国でそのMaaS対応のためのネットワークをどのようにつくるかという議論が進んでおり、既に実装化されているところもある。そうすると国立公園のように二次交通、三次交通が難しいような場所でも、気軽にタクシーの予約や乗り合いのシェアの仕組みに非常に簡単にアクセスできるようになる。
- ・ 今回の新型コロナウイルス感染症の影響でなおさらそうしたことが進んでくる。そのことによって合理化を果して、いわゆる旅客が非常に望ましい旅行形態をできるようになっていく。それとガイド予約等まで一度で全てできてしまう。そういう一連のシームレスな旅行形態、電子媒体を使ったシームレスな旅行形態が実現するというところについては、少しチェックされておいたほ

うが良いのではないか。

【下村座長】

- ・ 自然公園の役割についてももう少し前向きに書いたほうがよいのではないかという話。そして、情報化関連の話など少し時代を先読みして書き込んでおいたほうがよいのではないかというご意見をいただいた。

【知識主査】

- ・ ご指摘の通りである。地方の前向きな役割についても検討したい。MaaSについては、29 ページで触れているが、未来予測について、提言全体のバランスを見ながらそのようなメッセージも載せる形で整理していきたい。

【愛甲委員】

- ・ P. 6 の 24 行目「限界集落と呼ばれる地区よりもより山岳に位置する」では、読みやすいよう、後ろの「より」は削除しても良いのではないか。
- ・ P. 7 の 14 行目、訪日外国人の利用者数は 835 万人で 2019 年は 3,188 万人と書いてあったが、訪日外国人客数なのか国立公園の利用者数どちらのことを指しているか。
- ・ 「③「明日の日本を支える観光ビジョン」と自然公園」として書いてあるので、現状の背景としてここに国立公園の利用者数について書いておかなくてよいだろうか。
- ・ 今回の基本的な方向性として、気候変動への適用と地域循環共生圏の創出とあるが、それに対応する内容を「2. 背景」に書いておかなくてよいだろうか。

【知識主査】

- ・ 文章は全体を見直して読みやすいように整理していきたいと考えている。ご指摘いただいた気候変動の地域循環共生圏についても、後半に出てくる提言本体との整合性や全体のバランスを見て検討したい。

【海津委員】

- ・ 最初の「2. 背景」は日本の社会について記載されているが、世界的なことも含めてよいのであればまさに SDGs の時代にあつての国立公園の役割は何かを認識しているということを書き込んでおいたほうがよいと思う。2 の「(1) 自然公園を巡る社会情勢の変化」のところに入るのかなと思う。
- ・ P. 12 の関連法制度のところにも都市公園と文化財のことが書いてあるが、地域自然資産法やエコツアーリズム推進法についても触れた方がよい。特に地域自然資産法については、環境協力金のような形で国立公園の運営に利用者が関わる参加が少し始まっていると思う。

【知識主査】

- ・ 世界的な動きとして SDGs との関係や、地域自然資産法などの法律についても記載を検討したい。

【大黒委員】

- ・ 愛甲委員と同じように気候変動の問題と、地域循環共生圏のつながりについて触れたほうが良い。ただし、気候変動は災害の増加や生物への影響などさまざまな事柄に関係するので、イント

- 口での入れ方は難しいが、④をうまく使いながら表現できると良いのではないだろうか。
- ・ 地域循環共生圏については、SDGs との関連する環境省の取組みとして記載できると良い。

【知識主査】

- ・ 気候変動と災害について、どのように記載するかを検討していきたい。

【下村座長】

- ・ 環境省で積極的に進められている取組については言葉を加えたほうがいい。

【愛甲委員】

- ・ 生物多様性に関する背景は、特に総点検とも関係があるので、「2. 背景」に書いてあっても良いのでは。「生物多様性を保全するための戦略計画 2011-2020」のターゲット（目標）の特に11番は国立公園にも関係ある。

【下村座長】

- ・ それでは、次に提言書の「3.」について議論したい。その中で、背景として入れたほうが良いことがあれば、そこでまたご発言いただきたい。

（3. 今後の自然公園制度のあり方に関する提言のうち、「（1）基本的な方向性」、「（2）国立・国定公園における利用環境の充実」について事務局より説明。）

【下村座長】

- ・ P. 16 の「（1）基本的な方向性」では、「2. 背景」でもご指摘がいただいたが、自然公園の役割についてここでしっかり書き込んでいく。背景のほうでもプラスのニュアンスを入れたほうが良いというご指摘があったがここでしっかり書くというのが基本的な方向。
- ・ 利用に関しては4点で整理している。「①利用のあり方の具体化」は、利用のゾーニングに関してであり、まずは管理運営計画に利用ゾーニングを位置づけ、将来的には、公園計画に位置付けることも視野に入れるということである。「②自然体験プログラムの促進」では、利用のゾーニングに対応させてプログラムを推進し制御しつつ進めていく。P. 20 で整理されている項目を自然体験プログラムの適正化・促進に関する事業計画の中でまとめて進めていく。「③利用のコントロール」では、基本的には現行法の仕組みを用いているいろいろな問題になっている現状に対して、新たに対応を考えていく必要があるのではないか。「④利用者の費用負担」については、必要性を指摘して今後手法について検討する必要があるということについて触れている。

【渡邊委員】

- ・ P. 16 提言「（1）基本的な方向性」の14行目から18行目。「①利用のあり方の具体化」「②自然体験プログラムの促進」が、国際競争力なり国立公園満喫プロジェクトとつながっていることは大事であるが、それとあわせて、利用者の意識の変化や旅行形態の変化、利用者ニーズの変化に伴って、現場で保護と利用に関して差し迫った課題が起きており、利用拠点の景観の問題も待ったなしの状況になっている。
- ・ そうした問題に対して、今回新たな仕組みを設けることも含めて、①②に取り組んでいくのだという意思を「（1）基本的な方向性」でもう少し触れても良いのではないか。

- ・ 提言「(2) 利用環境の充実」の「②自然体験プログラムの促進」は、今回制度化につなげる柱の一つになるので、これを初めて読んだ人にもしっかり伝わるのが大事かと思われる。資料2-2 (PPT) の説明なしで提言の文章に沿って読んでいくと、P. 19 の最初に自然体験プログラムの適正化と促進を法制度に位置付ける。具体的には法定の事業計画策定という仕組みを導入する。そして、それに基づいて国と自治体と民間団体が必要な事業を実施する。ここまで書かれているが、実際どのように事業を行うのかは、ここまでではまだよくわからない。後半に進むと説明があるが、必要な事業の中身についての説明が先にないと、以下に述べている配慮事項や重要なポイントを読んでも理解しにくい。ある程度必要な事業の中身については最初にポイントだけは述べる、あるいは、後半に列挙してある事業内容を最初のほうに出していただくような整理をしたほうが分かりやすくなるのではないか。
- ・ また、事業の項目を列挙しているが、その各項目を通じてどのような効果を目指しているのかが読者にもう少し伝わるとよいと思う。私なりの理解は、今回この②の仕組みを通じて、公園内でソフトの自然体験事業者の組織化を行うことによって、公園内の民間のソフト事業の実態が把握できるようになり、しかも組織に参加した民間事業者がこの組織内で検討した地域ルールを遵守する方向に誘導されていく。そして、全体としてルールが守られる方向に繋がっていくということと、この仕組みを通じて人材が育成されてその体験プログラムの質が高まっていく。同時に組織に参加した地元のガイドさんや民間事業者がフィールドの管理やモニタリングなどの管理の担い手としても活躍できるという仕組みにつなげていく。その結果、それらの活動が合わさってこの対象地区の保護と利用と管理の質が高まっていく。行政と民間と地域が力を合わせて管理の質を高めていく新たな仕組みとなり得るのだと。それをこの②の仕組みを通じて私たちは目指していきたい、という気持ちがもう少しわかりやすく伝わるように書けるといいと思う。

【熊倉課長】

- ・ 事業の中身はP. 19 の36行目以降に記載されており、11行目の事業計画の説明から離れているので移動させたらよいと思う。効果についてはご指摘の通り、きちんと記載していきたい。

【今井委員 (代理)】

- ・ P. 17 の「(背景・課題)」に記載するのが一番よいのではと思う。実際に利用する国民の皆さんにとって、自然公園のよさは何十年も変わっていない。廃屋の発生など、環境の変化についていけなかった部分もあるが、自然公園は広大な自然を守っており、体験できる、交流できる、学ぶことができるポジションは変わっていない。利用のプログラムを導入することにより、更に訪日外国人も含めて利用を進めるのであれば、普遍的とまでは言わないが、その自然公園のよさ、体験、学び・交流の場であり、より利用者の皆さんが実感できる場所であることをもう少し記載するほうが訴えやすいと思う。
- ・ P. 19 の30行目、自然体験フィールドの確保にあたって。ここは現実としてここまでしか書けないかなと感じている。「国立公園の面積の約6割を占める国有林をはじめとした土地所有者と調整が必要」に加えて、「所有者不明の土地の効果的・効率的に活用を進める方法について」。山岳関係の現場にいて、日々この課題に直面している。この部分の調整には時間がかかるが、調整だけで良いのか。奥入瀬の事故以降、国や地方公共団体は後ろ向きになりつつあるが、地元の自治体としての責務、土地所有者としての責務で自然公園を維持管理していく記載が、一定程度必要ではないかと思う。

【下村座長】

- ・ これまで、自然公園制度がその価値を守ってきた部分も含めてしっかり書いたほうがよい。所有者不明の土地等の取り扱いについて、もう少し積極的に行政がやっても良いのではないかということについて、どこまで書けるかというものがあるが、可能なものは書き入れていただきたい。

【三宅課長補佐】

- ・ 一点目のご指摘の通りなので反映したい。2点目について、日本では所有権が強く、これに制限をかけていくのは難しい問題。実務的には国有林については同じ国の組織なので、どういう形で国立公園と国有林の連携がありうるかは引き続き考えていきたい。制度の中で土地所有者の問題を解決していくというのは少し難しい面があるのかと思われる。
- ・ ただし、所有者不明の土地については、一部法律では限定的に対応が可能となっている内容があり、例えば一定期間公告を出して、それに応答がなければ通達したと見なしてそこを利用できるという形にするという方法がある。国立公園の中で今後どこまでそういった対策を進めていく必要があるのかも含めてもう少し慎重な検討が必要なのかなというのが実感である。

【海津委員】

- ・ P. 18の「②自然体験プログラムの促進」について。民間事業者と国立公園の連携が必要という認識で今は良いが、今後懸念されるのは、いろいろな地域でのガイド団体の高齢化である。これから先も適正に自然を活用していただけるよう、ガイドの人達が生まれ続けるようにすることが大事。ガイドの育成や若い人たちがガイドになりたいと思えるようなことを国立公園の利用プログラムの促進でも触れていけると良いと思う。
- ・ インバウンドについて。どのページということではないが、利用プログラムを通して提供する体験において、外国人、日本人という区別は既に必要なくなっているのではないか。既に日本人も外国人も国立公園を訪問しているのが現状である。若い世代に活用されるプログラムの創造については一緒に考えていった方が良いのではないか。

【愛甲委員】

- ・ P. 17の38行目。ゾーニングに関して、「各エリアの利用の性格やタイプ（風景鑑賞、バックカントリー登山、自然体験など）」では、単に登山と表記したほうが良いのでは。バックカントリー登山を積極的に認めていると読み取られるのは好ましくない。
- ・ P. 18の18行目「自然資源、利用実態、自然度、アクセス等による面的なゾーニング」について、自然資源と自然度は少し意味が重なっているような気がする。資料2-2では、自然度という言葉は使用していないので、自然度はなくても意味が通るのでは。
- ・ 「②自然体験プログラムの促進」のための受け入れ態勢整備のP. 20ページの冒頭か、もしくはP. 19の事業計画について。自然体験プログラムの事業者さんは計画の中にリスク管理も含めて記載してもらいたいと思う。提言書で書くとしたらP. 20の箇条書きのどこかに入れたらよいかと思う。
- ・ それから、P. 19の17行目、P. 20の13行目でモニタリングについて。モニタリングは自然環境全般の問題というよりも、自然体験プログラムを行う事業者さんをお願いするのはプログラムを行うことによって生じる影響に関するモニタリングだと思われる。ただモニタリングと書いてしまうと自然環境全般のモニタリングまで含めてお願いすることになるのかと捉えられるので、そこは明確に書いたほうがよい。

【下村座長】

- ・ かなり具体的に指摘をいただいた。基本的に修正する方向としたい。

(休憩)

(3. 今後の自然公園制度のあり方に関する提言のうち、「(3) 公園事業・集団施設地区の再生・上質化」、「(4) 国立・国定公園の保全・管理の充実及び関連施策との連携、4. 今後の検討の進め方」について事務局より説明。)

【下村座長】

- ・ 「(3) 公園事業・集団施設地区の再生・上質化」では、実態が把握できていないことも含めて現状の問題点を(背景・課題)のところで触れている。集団施設地区の再生については、滞在環境等の上質化事業を上手に活用していく。そのために上位のマスタープランをしっかりと検討してほしいということを書いていた。書いていただいている。
- ・ それから、廃屋化防止については、現行の報告徴収制度で把握をしながら上手に持続できるように進めていくということ。権原の変更については、法制度の変更も含めて対応していくということを書いていた。
- ・ それから、「(4) 国立・国定公園の保全・管理の充実及び関連施策との連携」については、第1回あり方検討会のときにいろいろ意見をいただいている。それをできるだけ盛り込む形で、総点検の話、管理体制の話、山小屋の話については特記させていただき、気候変動、循環共生圏、それから取り巻くその他の施策との関係。環境省の問題だけではなく、他省庁や地域との関わりをも含めてここでは書いていただいている。

【徳永委員】

- ・ 温泉街、温泉地の廃屋が出ているということで、今まさに取り組みをしているところで、大変ありがたい。そういう中で、国の方々も一生懸命行っていて、また地方自治体としても一体となっていろいろな取組をしっかりと行っていきたい。それによって、地域に住んでいる人たちもしっかりと汗を流す。自分達でできることも含めて、日本全体として取り組みを進めていけるとよい。
- ・ もう一つは、気候変動の影響。北海道においてセイタカアワダチソウなどの分布が道東地区まで拡大している。アライグマなど外来生物も入ってきているということなので、このあたりはしっかりと取り組んでいかなければならない。
- ・ 温暖化の影響として一番端的なのが、平成28年に、台風が一度も直面したこともない道東地区の日高山脈、襟裳岬から東に台風が直撃したことであり、かつ3つも同時に台風が来たことである。一つ目が来たときには、弟子屈町の屈斜路湖の水嵩が1.5メートル以上も上がった。釧路湿原も1メートル以上あがって電車も通れなくなった。三つ目では、摩周湖で、2メートル以上上昇した水嵩が2か月以上引かなかった。湖岸の土壌がどんどん崩れて赤い箇所が増えてきた実態も確認されている。それが温暖化の影響である。台風の直撃や大きな台風の発生がいろいろなところで今後も起きるのではないかと。このあたりについても警笛を鳴らしながら今から進められることは進めたほうがよい。

【下村座長】

- ・ そうした問題は深刻であり、冒頭に記載したほうがいい。

【涌井委員】

- ・ 宿舎事業の検討を進めてきた立場からすれば、ここまで検討いただいて大変ありがたい。まだまだ課題はあるが、制度上の検証はかなり進んできたのでようやくここまで書けるのかなという印象を持っている。
- ・ とりわけこの提言書の中で評価したいのは、普通地域に言及したということである。満喫プロジェクトにおいて常日頃思っているのは、景観、つまり可視化された景観についての問題である。国内外のツーリストたちは、無形の文化財、お祭り、習俗、風習などきっかけに地域を理解していく。つまり風景に触れることによってその土地の特性を理解することになる。有形物ではない、無形物の文化もぜひ自然公園区域の中では非常に重視していただきたい。このことが地域の方々を勇気づけたり元気づけたり、経済的な効果にも結び付けてくるので、この点を言及していただくとよい。
- ・ 雑木林、二次林の問題、その他の問題については深くまで掘り下げていただいているが、そうした無形の、日本ならではの国立公園、国定公園、つまり単なる景観を愛でる空間ではなく、そこに人々の暮らしがあってその暮らしと景観の絡み中で新たな風景が生まれてくるという魅力について、どこかで触れていただくと嬉しい。

【下村座長】

- ・ マスタープランの箇所、あるいは総点検の箇所にそうした無形の文化財等について触れていただくとよい。

【大黒委員】

- ・ 総点検の今後の方向性の検討には、いろいろな視点からの検討が必要となる。①から⑥は、個々にそれぞれ非常に重要だと思うが、これらを含めて総点検の枠組みの中で全て可能だという理解でよいか。
- ・ 「⑤国立・国定公園における地域循環共生圏の創出等」「⑥公園周辺地域との施策の連携」について、自然公園の里地里山における人の関わりも含めていろいろ制度的な検討を進めていく中で、実際に昨年起きている問題も視野に入れて進めていくべきだと思う。
- ・ 例えば、⑥の保護の面で「ニホンジカ対策や希少種の保全等の～」ということだが、鳥獣の問題などはもっと積極的に進めていく。その辺りのニュアンスが入るとよいかと感じた。広域的に必要な対策は非常に手の入りにくい所である。獣害や環境で起きている問題も含めて捉えていくことができればよいかと思う。

【下村座長】

- ・ (4)の書き方はなかなか難しいと思うが、自然公園絡みで書き込むことができるところがありそうである。

【三宅課長補佐】

- ・ 総点検事業については、2010年の時点での候補地を抽出し、その結果に基づいてある種淡々と区域の拡張なり新規指定の可能性を検討して順次対応してきた。そのため、総点検を扱う会議体が

継続的に設置されている状況にはないが、来年度に総点検は区切の年を迎える。

- ・ まずは総点検の評価が必要だというご指摘を前回いただいたので、その評価から今後改めて行う必要がある。その評価をしたうえで、その次について当然検討していくことになると思う。現時点で具体的な枠組みがあるわけではなく、今回ご指摘いただいた視点も十分踏まえて今後の総点検事業の評価と検討を進めていきたいというのが趣旨である。
- ・ ⑥に関しては、特に鳥獣害被害について里の部分と関連する話題としてももう少しわかりやすい書き方を検討していきたい。

【下村座長】

- ・ (4)の冒頭部分で概要に触れていただくのがよいかもしれない。ただ冒頭で全て書き込むのは難しいので、関連施策との調整が重要であることについて触れておく。つまり(4)では、(2)(3)で十分書きながらも、関連してこういう課題があって、それは他の制度や事業とも絡むので、その施策と連携して進めていきますよという姿勢を(4)の冒頭に加筆しておく、と、列記している問題の位置づけが理解されるのではないか。
- ・ 総点検事業については、その後の具体的な方向が示されないまま評価するとだけ記載されているので、関連施策と絡めて進めていきましょうと記載してはどうか。

【渡邊委員】

- ・ 提言(4)では、普通地域、周辺地域との関係、長距離自然歩道などについて書き込んでいただいている。さらに今の議論を受けて表現の追加修正を進めていくとよい。
- ・ もう一つの今回の検討の柱である提言(3)の中で集団施設地区等の利用拠点のマスタープランの作成について。従来集団施設地区の計画は環境省が作る計画である。資料2-2では、それを地域の関係者と一緒に考えるマスタープランへと転換していく。そして、マスタープランの検討を受けて、集団施設地区に関する計画体系の見直しを行い、マスタープランを何らかの形で制度の中に位置付けていくと資料からは読める。
- ・ 一方で提言本文のP.24の15-19行目では、地域と一緒に考えたマスタープランを実現していくための財政的支援や他の法制度との連携などについて記載し、集団施設地区計画に関する部分は、集団施設地区に関する計画検討の手続きを簡素化するなどのメリットも検討するとある。マスタープランで考えることは集団施設地区のあり方そのものであり、非常に重要で根本的なことをマスタープランには盛り込んでいくことになるかと思う。法定計画である集団施設地区計画の中にもマスタープランで考えたことがある程度盛り込まれていく必要もあるのではないか。環境省では、現行の集団施設地区計画とマスタープランを法制度上、どのように整理していこうと考えているか。

【瀧口専門官】

- ・ これから法改正のプロセスに入る段階で詳細に検討していく。現行法では、環境大臣が公園計画として集団施設地区の区域を定めて、その中を整備計画区という形で地割りしており、それが公園計画上の集団施設地区計画といえる。それに基づき事業決定、事業執行する仕組みとなっている。
- ・ その集団施設地区という区域を対象とするマスタープランについては、協議会を設置したうえで、その協議会から環境大臣に対して何かしら提案などをする仕組みを法律上で位置づけ、その提案を環境大臣が公園計画に位置付けるというような仕組みを検討している。そこがこれまでの

自然公園法の仕組みの中でない部分である。

【渡邊委員】

- ・ 今回は二つ柱があり、利用環境の充実においては、自然体験プログラムに関する事業計画を法定計画として提案していく。もう一つの柱である集団施設地区の再生についても、集団施設地区計画との関係も含めて自然公園制度の中にこのマスタープランのプロセスを位置付ける制度を検討していくなど、書ける範囲で書いていただき、そのうえで、今後行政として検討作業に入っていくとなったらいいと思っている。どこまで書き込めるかは悩ましいが、大事な提案であるので、そこはぜひ環境省の中でも書きぶりを検討していただきたい。

【下村座長】

- ・ その点に関連して、例えば当面は管理運営計画に位置付ける、あるいは今後は上質化事業を認可する上でマスタープランの方向性に沿ったものがよいなど書き込むことはできるだろうか。
- ・ 今のお考えを聞くと、集団施設地区の計画に位置付けるためのベースになるような方針を検討していただくくらいの感じだが、当面、それを協議会で検討するのであれば管理運営計画に入れ込むこともできなくはないのかなと思う。

【三宅課長補佐】

- ・ 上質化事業については予算事業であり、任意団体として設立された協議会が計画を策定している。そういったものに対しても制度的な裏付けを与え、制度面でも推し進めていくことが今回の趣旨であるが、それらを法制度化していくためにもう少し検討を行うということが明確にわかるような形で整理させていただこうと思う。

【熊倉課長】

- ・ 資料2-2に記載があり、本文に記載していない内容については、基本的に書き込むように努めたい。
- ・ 法制度という観点から悩ましいのは、マスタープラン計画の策定主体である。自然公園法では国立公園は国が計画を策定する仕組みになっている中で、協議会を設けて地域と協議しながら進めている実態を踏まえて検討しなければいけないと思っている。記載が可能な範囲で趣旨が伝わるようにしたい。

【今井委員】

- ・ P.27の「③国立・国定公園管理における山小屋の重要性」について、補助制度を継続する意思表示であり、大変ありがたい。現実論として、山小屋関係者の方は、山岳遭難救助の遭難防止対策協議会も担っているほか、台風等で木が倒れれば切断・除去し、利用者の方が最初にアクセスする人としてクレームを受け、維持管理を最前線でやっていただいているので、このように項目立てをしていただき、大変ありがたい。
- ・ 敢えて言わせていただくと、「山小屋の重要性」よりも「山小屋関係者等との連携」や「関係性強化」のような表題にしていただくと違和感がないと思う。

【大黒委員】

- ・ 私も山小屋は非常に大事な項目と思っているが、外から見ると全体の中での位置づけがなかなか

難しい気もしたので、最初に全体の項目の位置づけ、イントロのようなものを入れていただくとこの四つの丸の項目の収まりがさらに良くなるのではないだろうか。

【下村座長】

- ・ 今井委員から提案のあった連携強化のような表現も良いのではないかと思います。

【愛甲委員】

- ・ ここで言及している山小屋はいわゆる民営の山小屋だけであることを、冒頭で少し定義しておいたほうが良いと思われる。山小屋という言葉の概念は非常に広い。山小屋、避難小屋は、それぞれ異なる問題を抱えており、逆に今回の提言に書く内容などもあるとは思いますが、まずは定義をはっきりさせたほうがよい。
- ・ 資料2-2。集団施設地区の再生の箇所が一番上の写真の左側の2枚の写真と、右側の2枚の写真の間にある三角形の表示については、修正したほうが良い。左側の場所が右側のようにってしまったと見えないうように。

【下村座長】

- ・ 資料2-2は報告書においてどのような位置づけの資料となるのか。また、参考資料6も入れるのか。

【三宅課長補佐】

- ・ 今後いろいろな場面で提言を説明していくときに、提言書本体を全部読んでくださいというのはなかなか大変なので、資料2-2は、概略の説明資料として使っていくイメージになっていくかと思う。提言と合わせて公表する資料となるので、修正を行う。

【海津委員】

- ・ 涌井委員よりお話があった普通地域での文化的なものについても言及するということを踏まえると、P.19にあった「②自然体験プログラムの促進」のところでも文化について言及しておいたほうが②と③④が接続するのではないか。国立公園は自然で、普通地域は文化で、と必ずしも分かれるわけではない。
- ・ マスタープランは集団施設地区を対象とする計画のことで、利用のゾーニングは集団施設地区以外の公園区域に関しても考えていくという整理でよいだろうか。

【三宅課長補佐】

- ・ ゾーニングは国立公園全体の利用をどのようにしていくかというもの。マスタープランはかなり狭い範囲でエリアの建物を撤去して、新しい民間企業を入れるなど、狭いエリアを対象としている捉えていただければと思う。

【渡邊委員】

- ・ 最後のページに「4. 今後の検討の進め方」があり、この提言を受けて現場を支えていただいている自治体の方の意見や、現場で関わってもらっているいろいろな関係団体の意見を聞きながら制度設計を進めていく、ということなので、是非そうした方の声を活かしながら、現場で上手く機能するような制度の設計を頑張って進めていただけたらと思う。

- ・ それから、提言「(4) 国立・国定公園の保全・管理の充実及び関連施策との連携」では、いろいろな関連施策を挙げていただいたが、環境省で大きいテーマとして、新しい次の生物多様性国家戦略を作るという作業が始まっている。その中で本日も出てきた防災・減災のことや気候変動の適応、獣害の問題、あるいは最後のほうで出てきた OECM など、そのようなことについてのどのような国土のグランドデザインを描いて、それに向けて何を行うのか。国立公園行政はいつの時代でも自然環境施策の先駆的な新しい取り組みを切り開いて、モデルをつくってきた。次期国家戦略を検討するときの柱になると思うが、国土のグランドデザインを描くうえで、国立公園がどのような役割を担っていけばよいのか、次の国家戦略のグランドデザインではこのように持つべきだということを国立公園がリードしていくような気持ちで国立公園の仕事に力を入れて進めていただくよう期待していきたい。

【海津委員】

- ・ P.8 の総点検事業の表について。「完了」「未了」「一部完了」と表記があるが、「未了」と「一部完了」の違いは何かを知りたい。
- ・ それから、P.8 では新規事業の国立公園が増えているという話だが、今までの流れでいくと増えているのは数だけではなく、多様なタイプの国立公園が出てきているということである。そのことについて一言触れておくと、その後の活用のあり方も多様であり、管理の課題も多様である、ということに結び付けられるのではないかと思う。

【三宅課長補佐】

- ・ 一点目について、この「未了」と記載してあるところは、総点検で「拡張」なり「新規指定」なりという方向性が出ているものについて、「拡張」なり「新規指定」がまったく着手できていない、今は作業中という状況の場合は、「未了」としている。「一部完了」については、例えば三陸であれば、総点検を踏まえて「拡張」が既に一部終わっているが総点検で指摘されている地域がまだ残っており引き続き検討している。そのようなものは「一部完了」としている。
- ・ 二点目のご意見については了解した。書きぶりは考えさせていただきたい。

【下村座長】

- ・ いただいたご意見を反映させ、さらにブラッシュアップして報告書としてまとめることになる。いずれにしても今回事務局に随分頑張ってください、かなり踏み込んだところまで書いていただいている。委員会としても大変ありがたい。平成 15 年、22 年の制度改正は必ずしも実動に上手く結びついていないので、今回はなんとか動くところに結び付けていただけると大変ありがたい。環境省の皆さまには引き続きご検討をお願いしたい。
- ・ この提言の修正については最後座長に預らせていただいて、本日のいろいろなご意見を踏まえて修正し、最終的なとりまとめとして公表していただくという形にさせていただきたい。

○白石大臣官房審議官より閉会挨拶

本日もお忙しい中、熱心なご議論をいただき、感謝申し上げます。本検討会は昨年の秋以降、分科会も含めて本日で 6 回目となる。おかげさまで提言について本日も多くの重要なお話をいただき、取りまとめの段取りがついたといえる。今後は座長にご確認いただいたうえで公表することになるが、熱心なご議論をいただき、誠に感謝申し上げます。

この半年でも、国立公園の状況はかなり変わってきているが、我が国の地域の活性化に自然公園は

重要な役割を担っているということを、この新型コロナ騒動を奇禍として深く認識するに至った。このようなものを我々がきちんと取り組むことによって、しかるべき収束後に再び全国の地方がより良い経済を取り戻していく。我々もその一助となるべく弾込めを一生懸命して参りたく、法改正もその一助になるとよいと考えている。

この制度の改正に向けて、今後もまた取組を進める。今後も提言を踏まえて検討していく中でいろいろなアジェンダは出てくるだろうが、引き続き関係者の皆さまにはご指導を賜れば幸いである。

以上